

環境生活部に意見を聴取したい事項

・「第11 人権施策基本方針」において、掲げる事項を増やすとともに、議会への報告・公表を条例に位置付けるなどとしているが、実務上の課題等はあるか。また、現行の「人権施策基本方針」や「行動プラン」の対象期間等に鑑み、今回の条例に基づく「人権施策基本方針」や「行動プラン」の策定に当たって、スケジュール感等についての意見はあるか。

・「附則」1の施行期日について、紛争解決体制の整備等に想定される準備期間なども踏まえ、何か意見はあるか。

【人権施策基本方針等の改定について】

人権施策基本方針に定めるべき事項として、新たに記載いただいた事項や、県議会への報告・公表については、現行の運用と大きく異なるものではないことから、特に支障はございません。

しかしながら、条例の基本理念が大きく変更され、また、「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備に関すること」など新たな条項も加わったことにより、現行の基本方針の基本理念を変更し、新たな条項も踏まえ、人権施策体系を再構築する必要があることから、人権施策基本方針及び行動プランの改定が必要となると考えています。

【人権施策基本方針等の改定にかかるスケジュール感について】

人権施策基本方針等の改定にかかるスケジュール感については、前回、平成27年に基本方針を改定した際、人権問題に関する県民意識調査の実施をはじめ、基本方針の議決後に行動プランの改定を行っており、改定作業に全体で概ね2年間を要しました。

また、新設いただく相談体制や紛争解決体制の実施にあたっては、人材育成や確保、関係規定の整備、差別解消調整委員会の立ち上げ等の事務に要する期間が必要となります。

しかしながら、現在も不当な差別に苦しむ方々がいらっしゃる状況を踏まえ、新体制をできるかぎり速やかに開始できるよう、今回の条例改正に伴い修正等が必要となる、基本方針の該当部分を中心に改正することにより、対応していきたいと考えています。

・「第12 相談体制」については、県の各機関を対象とした規定ではあるが、特別委員会では、特に人権センターを想定しての議論が行われていた経緯があり、その点、仮に人権センターにおける相談を前提とした場合に、「第12 相談体制」の規定について、実務上の課題等はあるか。

【相談体制にかかる事務上の課題等について】

(1) 「相談対応」に関する規定について

「相談対応」は、「匿名」の相談者に対して、まずは「傾聴」し、相談者の辛さや痛み、「共感」を示すとともに、相談者が自ら相談内容を整理し、課題や対応すべき点等を理解する「気付き」の支援や、「助言」、専門の支援機関（法務局、労働局等の国の機関や、児童相談所等の県窓口）への「紹介」を行うなど、相談者に寄り添いながら、問題が解決できるよう支援するものです。

このような「相談対応」について、第12②に掲げる業務の最初に位置づけさせていただきたいと考えています。

なお、相談者が、相談対応の次の段階として、調査や関係者間の調整等を求める場合、相談者の本人情報の確認のほか、どのような解決を望まれるのか、どの程度まで関わってよいのか（相手には伝えないでほしい等）、本人の意思を書面等で「申告」いただくことが必要となります。

(2) 「調査」、「関係者間の調整」について

条例素案の第12②に掲げる「調査」、「関係者間の調整」について、どのような内容を想定されているのか、具体的にお示しください。また、第14に掲げる「調査」、「助言、説示又はあっせん」等の行為との相違点や関係性についてあわせて明示ください。

(3) 人材の養成・確保について

現在、県人権センターでは、相談員（会計年度任用職員）3名を配置して、人権相談窓口で年間約800件の相談に対応していますが、条例素案に掲げる「調査、関係者間の調整その他必要な対応」を行うには、問題を解決していくための「コーディネート機能」が求められるため、これに対応できる新たな人材の確保や育成が必要になると考えています。

また、第14の「助言、説示、あっせん」、第15の「勧告」を実施するかどうかの判断は、司法判断に準じた高度な法的スキルが必要となると考えています。

(4) 相談対応の継続が困難な場合の対応について

相談対応を継続する中で、関係者間の調整が相談者の意向どおりに進まない場合や、相談受付け後に関連する訴訟が裁判所に係属したり、関係者の所在不明その他調整を行うについて著しい障害が生じたりする場合など、相談対応での調整等を継続することが相当でない場合も考えられることから、第13の申立て制度への移行や、相談対応の中止又は終了が、必要に応じて行えるような規定を設けていただく必要があると考えます。

・「3(2) 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制」については、特別委員会としては環境生活部で一元的に所管することを想定しているが、それを前提とした場合に、対象となる差別事案（個人や国の機関によるものも含めて行為主体を限定せず、差別的言動も含む）、申立てがあった場合の措置（助言・説示・あっせん→勧告）、状況の公表（特別な事情がない場合を除き義務。また、勧告の状況も含む）、三重県差別解消調整委員会（委員の任命要件、専門委員の仕組み等）などについて、実務上の課題等はあるか。

【紛争解決体制に係る実務上の課題等について】

(1) 「申立て」の制度の趣旨、考え方について

第13の条文中、「第12の相談を経てもその解決が期待できないと認められる」とき、助言、説示又はあっせんを行うべき旨の「申立て」をすることができると思いますが、誰が、期待できないと判断するのか、また、認められるとする場合の基準等について、お示してください。

なお、当該「申立て」の制度を設定いただく趣旨や考え方について、お示してください。

(2) 申立て対応の一元的な所管について

「申立て」後の対応について、環境生活部が一元的に所管すると想定されていますが、学校現場や警察関係の案件に対しても、環境生活部から説示やあっせん等の働きかけを行うことになり、問題を複雑化させ新たなトラブルが発生することも危惧されます。

例えば、「いじめ」については、第4の【趣旨等】で「不当な差別となり得る」との見解を示していただいております。申立てがあった場合、環境生活部が介入するよりも、学校現場の関係者において、引き続き対応が行われる方が望ましいと考えます。

環境生活部としては、申立ての窓口の一本化や、差別解消調整委員会の事務局用務、公表等の取りまとめ事務は実施できますが、差別事案への対応方針の決定や、それに基づく「助言、説示及びあっせん」等の実施については、人権課題を所管する担当部局が、相談対応から引き続いて行うことが妥当と考えます（具体的には、第13、第14の条文中、「知事」の標記を「県」に修正ください）。

(3) 「調査」の実施について

調査の実施に当たっては、第14の【趣旨等】にあるとおり、「相手方その他の関係人に協力を求めた上」で任意に行うもので、協力が得られない場合、事実関係が解明できないため、「助言、説示又はあっせんを行うことが適当でないと認められる」ケースと判断されると解しています。

そのような中、第14②では、「正当な理由」があるときを除き、との記載がありますが、どのように判断すればよいのか、考え方及び具体的な事案を例示ください。

また、第13②、第15でも同様に「正当な理由」の記載がありますの

で、併せてお示しください。

さらに、第12の「調査」にも第14②で規定する「調査」にかかる協力義務を定める必要があると考えています。

(4) 国（法務局）の「人権侵犯事件」制度との関係性について

本条例素案に掲げる制度は、国（法務局）の「人権侵犯事件」制度と、ほぼ同様の取組が行われることとなりますが、仮に、法務局の人権侵犯事件制度で処理済の案件について、相談者がこれを不服として、県の相談窓口で新規相談を行った場合、どのような対応を行えばよいのか、同制度との関係性について考え方を示してください。

・「附則」6の検討規定について、定期的な見直しを規定することとしているが、「人権施策基本方針」や「行動プラン」の策定期間等を踏まえ、おおむね何年ごとに検討することとするのが適当か等について、何か意見はあるか。

【条例の定期的な見直しの規定について】

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」においては、附則に、概ね3年ごとに検討が行われる旨の記載がなされていますが、逐条解説で、「障害者計画が3年ごとに改定されることを踏まえ、3年を目安」としている旨、説明されています。

一方、国の人権施策に関しては、人権施策に関わる計画等が定期的に見直されるような形式となっておりますので、人権救済にかかる法整備等が行われるなど、必要があると認められるときに検討を行うこととしたいと考えています。

なお、これまで、人権施策基本方針については、概ね10年を目途に見直しを行う旨を、方針の本文（改定の考え方）に明記しており、また、「行動プラン」については、通常4か年の計画として、県の戦略計画等の計画期間とリンクしながら、運用しています。

・その他の条例案素案に対する意見について。

【第2 定義について】

第2（定義）の「(3) 人権侵害行為」において、「不当な差別その他の他人の権利利益を侵害する行為」とされていますが、この記述であると、不法行為（民法第709条）も対象に含まれる解釈（単なる金銭トラブル等も対象となりうる）となるため、「不当な差別その他の人権を違法に侵害する行為」と定義されてはどうか。

また、第12から14で規定されている、行政が行う各行為（助言、調査、関係者間の調整、説示、あっせん）については、一般的な用語としての使用となっております。県から何が行われるのか不安に感じる方もみえるのではない

かと思われます。

今後、これらの行為にかかる具体的な手続き等について規則で定めていく必要もあることから、定義もしくは条文の解説で、個々の行為を行う際の考え方や留意点等について、明示いただきますようお願いします。

【第4 基本理念（不当な差別その他の人権侵害行為等の禁止）について】

第4の①で、「不当な差別その他の人権侵害行為」をしてはならないと規定していますが、広く人々に訴えかけていくものであると解しますと、分かりやすく具体的な行為等を提示いただく方が、教育啓発の面でもより有効なものとなると考えます。

例えば、特別委員会（令和3年5月31日）で参考資料として提示いただいた「鳥取県人権尊重社会づくり条例（令和3年4月改正）」では、第7条で、誹謗中傷やいじめ又は虐待、プライバシーの侵害、不当な差別的取扱いといった行為を、差別行為として例示しています。

【第12, 第13 「その他の関係者」について】

第12の相談、第13の申立てを受け付ける際の対象者について、「その他の関係者」が含まれていますが、どのような方を想定すればよいか、お示してください。

なお、相談対応については、幅広く受け入れを行うべきと考えますが、申立てについては、当事者性を考慮する必要があり、「その他の関係者」の範囲は異なるものと考えます。

【第18 三重県差別解消調整委員会の所管等について】

三重県差別解消調整委員会について、第18④で「権限に属する事項」と掲げられていますが、調整委員会が何を所管し、どのような権限を有するのかお示してください。

さらに、調整委員会の委員は、「助言、説示、あっせん」等の行為に対して意見を述べることから、その選任にあたっては法的な知識を有し、中立性が確保される必要があると考えています。

【適用上の注意について】

当該条例が、不当な差別を行った者を処罰する趣旨ではなく、対話を基本として、相手方の理解を得て、ともに差別のない人権が尊重される社会の実現に取り組んでいくものであることを、より明確にするため、「条例の適用にあたり、日本国憲法の保障する基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない」旨の条項を加えてください。

また、不当な差別の認定は、刑法や民法の違法性の構成要件と一致する場合が想定されるため、訴訟の準備段階として調査や助言等を行うものではないということを明示しておく必要があると考えます。